

「ストーカーは何を考えているのか」

講師 小早川 明子氏 (NPO法人ヒューマニティ理事長)

11月28日(火)

「特定の相手に対する過剰な関心と過剰な接近欲求から許可されないのに接近する人」のことを「ストーカー」といいます。私自身が30代後半の5年間、ストーカー被害に遭った経験から、被害者と加害者の間に誰かが介入することが必要だと考え、カウンセラーとして活動を始めました。

ストーカーは過剰な関心にとらわれて健康ではないという意味で「病態」にあります。接近欲求がエスカレートし行動を自制できなくなれば、行動制御能力の障害という「疾患」となります。

タイプ、被害レベル、危険度を見極める

オーストラリアの研究機関は、ストーカーを「拒絶型」「憎悪型」「親しくになりたい型」「相手にされない求愛型」「略奪型」の5つに分類しました。対策を打つためには、背景や特徴などから、どのタイプに当てはまるのかある程度把握する必要があります。

被害者が相談に来られた場合、被害のレベルから危険度を見抜くことも大切です。何かを強要されたり住居侵入されたりといった刑事事件になるレベルなのか、そこまでではなくても実害を被る不法行為レベル(民事訴訟相当)なのか、それ以下のマナー違反レベルなのか。特に若い被害者は、刑事なら警察、民事なら弁護士、という違いさえ知らない場合があるので、そういうことも説明します。

一方、加害者側の心理的・精神的危険度を測るとき、私は低いほうから①リスク(可能性)、②デンジャー(危険)、③ポイズン(有毒性)の3段階に分けて考えています。①は危険になる可能性があるものの、被害者の対応次第ではよい方向へ向かうこともある段階。②は危険度が高く、警察やカウンセラーなど第三者の介入が必要な段階。③は加害者の存在自体が「毒」で、すぐに距離をとる・隔離するなどの措置が必要な段階です。

これまで約600人の加害者と会ってきましたが、③のポイズンに当てはまるのは全体の5%ほど。残りの95%は、警告が効きやすく、カウンセリング、セラピーでかなり改善が見込めます。加害者の危険度を見て、治療法あるいは対処法を見定めることが重要です。

ゴールは加害者が「無害」になること

ストーカー対策のゴールは、加害者が被害者に過剰な関心を持たない状態、無害な状態にもっていくことだと私は思っています。加害者に会うのは、一義的にはストッキングを止めるよう伝えることですが、同時に加害者の状態を知り、重大犯罪を防ぐという目的もあります。被害者側に立つ警察や弁護士と異なり、カウンセラーは公平な第三者ですから、加害者に対して「あなたも苦しくない

ですか」と言うこともできます。加害者の「足抜け支援」をするのです。とはいえ、加害者が自らカウンセリングを受けに来ることはほとんどありません。被害者のために「猫の首に鈴を付ける」ことも私たちの役目だと思っています。

「再犯防止」より「初犯防止」

2013年、「条件反射制御法」を開発した下総精神医療センターの平井慎二医師と出会いました。条件反射制御法はもともと薬物やアルコールなどの嗜癖を治すために開発された「無意識」の神経活動に働きかける治療法です。ストーキングも行動の嗜癖です。治療は接近欲求を低減することを目的とし、具体的には「私は今、彼女を殺さない、大丈夫」といったキーワードを特定のジェスチャーとともに毎日20回、2週間言い、行動制御ができる再条件付けのための刺激を脳内に作ります。さらに病院内で、届かないメールを何百回となく打つなどしてストーキングが脳内で報酬を生まなくなる疑似体験を数百回行います。

ポイズンは理性で欲求を制御できない症状なので、「警告」よりも「逮捕」を、また逮捕後は「意識・理性」に働きかける「カウンセリング」よりも「治療」が必要だと私は考えてきたので、この治療法の開発に大きな期待を寄せています。

ストーカー対策の要諦は、「再犯防止」より「初犯防止」です。刑務所は治療機関ではないので、たとえ捕まっても出てきたらまたストーキングすることが多々おきます。海外では、保釈条件や保護観察期間の条件として治療が命じられますが、日本にはそのような決まりがありません。「取り締まり(警察対応)」、「被害者保護支援」、「加害者足抜け支援(医療的対処)」の三つの機能の連携が非常に重要になってきます。

もし今、被害に困っているという方がいたら、すぐに警察に行ってください。死にそうになってまで我慢する必要はありません。すべての人間の価値、人生の価値は、生きていてこそあるものなのですから。

小早川明子(こばやかわ・あきこ)氏プロフィール

1959年生まれ。中央大学文学部卒。ストーカー問題をはじめ、DVなどあらゆるハラスメント相談に対処するNPO法人「ヒューマニティ」理事長。著書に、「『ストーカー』は何を考えているのか」(新潮新書、2014年)「ストーカー」(中央公論新書、2017年)がある。



サンフォルテ図書室 「パープルリボンキャンペーン」

11月1日(水)～30日(木) 実施



毎年11月12日から25日までの2週間は、内閣府等が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、全国的にさまざまな取組みが展開されています。富山県においても、この運動に呼応し、「とやまパープルリボンキャンペーン2017」を実施しました。そのパープルリボンキャンペーンの一環として、サンフォルテ図書室にて、DVなどの暴力防止啓発キャンペーンを実施しました。

DVやデートDV防止の図書・DVDのテーマ展示や、暴力に関するデータ及びポスターの掲示の他、グループ読書室の窓辺や図書室内に、紫の小物やパープルリボンでの飾り付け、紫色のライトアップなどを行いました。

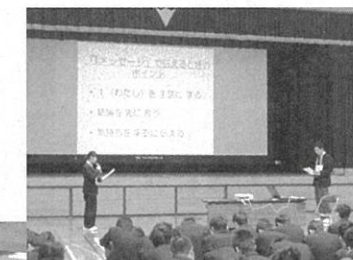
いつもと違う紫色の飾り付けに、通常よりも多くの方が足を止め、図書室に立ち寄ってくださいました。特に、夕方からの窓辺のライトアップは、環水公園の美しい夜景にも負けないくらいのおしゃれな飾り付け作業をしている最中から、公園を歩く人から「あら～、きれいだね!」という声があり、活動を知っていただく機会となりました。



若者のためのデートDV予防啓発出前授業

(デートDV予防啓発セミナー・コミュニケーションセミナー)

小学生から高校生を対象として、デートDVが人権侵害であることに気づき、将来にわたりDVの加害者や被害者にならないよう、また、互いを尊重する関係づくりができるよう支援するため、県内の民間の非営利団体(NPO)などと富山県女性財団が協働で学校へ出向き、セミナーを実施しています。前期(6月～9月)は6校で開催しました。後期は12月～2月にかけて7校で実施します。



デートDV予防啓発セミナー

開催日	実施校	協働団体
平成29年12月7日(木)	富山県立魚津工業高等学校	一般社団法人ウィメンズカウンセリング富山
平成29年12月8日(金)	富山県立中央農業高等学校	一般社団法人ウィメンズカウンセリング富山
平成30年1月12日(金)	富山県立となみ野高等学校	NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト
平成30年2月20日(火)	富山県立滑川高等学校	一般社団法人ウィメンズカウンセリング富山
平成30年2月23日(金)	富山県立泊高等学校	NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト

コミュニケーションセミナー

開催日	実施校	協働団体
平成29年12月12日(火)	射水市立作道小学校	NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト
平成30年1月16日(火)	射水市立放生津小学校	NPO法人ハッピーウーマンプロジェクト